**大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準　新旧対照表**

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| 大阪府教育長（以下「教育長」という。）が、私立専修学校及び私立各種学校の設置並びに私立専修学校の課程の設置及び私立各種学校の収容定員に係る学則の変更の認可を行う場合は、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第２号。以下「設置基準」という。）、各種学校規程（昭和31年文部省令第31号。以下「規程」という。）その他の関係法令のほか、この基準及び手続により審査する。　**第１　私立専修学校の設置認可**１**―**５　(略)　６　施設及び設備等(1)　校地は、校舎を保有するに必要な面積を備えていること。(2)　校舎の面積は、課程、学科の属する分野ごとの生徒定員に応じ、設置基準上必要な面積以上であること。(3)　校舎は、目的、生徒数又は課程に応じ、必要な教室（実習室等を含む。以下「教室等」という。）、教員室、事務室、図書室、保健室、便所その他必要な附帯施設を備えていること。(4)　専修学校の目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備が備えられていること。(5)　教室等の数は、同時に授業を行う学級数以上であること。(6)　教室等の面積は、生徒一人あたり1.5平方メートルを標準とすること。ただし、同時に授業を行う生徒の数にかかわらず、30平方メートルを下回らないこと。(7)　教員室と事務室は、１つの施設をもって兼用することができる。また、やむを得ない事由がある場合で教育上支障がないと認められるときは、保健室を他の施設と兼用することができる。(8)　教育上及び安全上支障がなく、次のいずれの条件も満たす場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。ただし、同時に授業を行う学級数を超えない教室等は共用することができない。　ア　同一の設置者が設置する学校等の施設及び設備の共用であること。　イ　教室等を共用する場合は、同一の建物内もしくは休み時間（授業と授業の間の休憩時間をいう。）に移動できる距離（概ね徒歩10分以内）の範囲内であること。ウ　教員室、事務室、図書室、保健室等を共用する場合は、他の学校等が同一の建物内にあること。エ　専修学校以外の学校と施設及び設備を共用する場合には、当該専修学校の生徒と、他の学校等の生徒との年齢差に配慮した様態とすること。(9)　校舎は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令を遵守し、その定める基準に適合しているものであること。７　資産等(1)　校地、校舎その他の施設は、自己所有とする。ただし、国、地方公共団体等の財産であって、次のいずれの条件も満たす場合は、借用とすることができる。　ア　賃借権設定の登記等により、20年以上の長期にわたり賃借できることが確実と認められること。イ　賃借権設定時に当該建物が負担附（担保に供せられている等）でないこと。ウ　賃借する建物が学校用途に建築され、又は改築されたものであること。（削除）(2)　 専修学校と当該専修学校以外の施設（以下「他の施設」という。）とを複合化した建物において、自己所有の建物の一部を区分使用して校舎とする場合にあっては、次のいずれの条件も満たすこと。また、国、地方公共団体等が所有する建物を借用する場合であって、当該建物の一部を区分使用して校舎とする場合も同様とする。ア　専修学校として使用する部分が階全体であって、次のいずれの条件も満たすこと。(ア)専修学校専用の出入口及び通路等を備えていること。(イ)非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認められるものを除き、専修学校として使用する部分と他の施設として使用する部分との区分が明確になされていること。(ウ)非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認められるものを除き、専修学校として使用する部分は、構造上独立したものであること。また、専修学校として使用する部分が２以上の階にまたがる場合は、連続した階であること。イ　校舎の面積は、他の施設が使用する部分を除いて、設置基準上必要な面積以上であること。　　ウ　他の施設は、教育上、保健衛生上及び社会通念上、専修学校教育に支障を及ぼさないものと認められること。　　エ　ウの条件が将来的にも担保されるものであり、かつ、そのことが書面等により客観的に確認できること。　オ　教育長が別に定める基準を全て充足すること。(3)　専修学校と他の施設とを複合化した建物において、建物を区分所有して校舎とする場合にあっては、次のいずれの条件も満たすこと。ア　当該建物に係る土地については、設置者が単独で自己所有すること。ただし、当該土地が国、地方公共団体等の財産であって、(1)ア及びイのいずれにも該当するときは、借用とすることができる。イ　(2)ア、イ及びオのいずれの条件も満たすこと。ウ　建物を区分所有する他の施設は、教育上、保健衛生上及び社会通念上、専修学校教育に支障を及ぼさないものと認められること。エ　ウの条件が将来的にも担保されるものであり、かつ、そのことが書面等により客観的に確認できること。(4)　(1)にかかわらず、特別の事情があり教育上支障がないと教育長が認める場合で、次のいずれの条件も満たす場合は、国、地方公共団体等の財産以外の土地及び建物を借用して校地及び校舎とすることができる。ア　(1)アからウのいずれの条件も満たすこと。イ　専修学校と他の施設とを複合化した建物において、当該建物の一部を区分使用して校舎とする場合にあっては、次のいずれの条件も満たすこと。(ア) (2)ア、イ及びオのいずれの条件も満たすこと。(イ)　建物を区分使用する他の施設は、教育上、保健衛生上及び社会通念上、専修学校教育に支障を及ぼさないものと認められ、かつ、この条件が将来的にも担保される取決め等があること。ウ　修業年限に相当する期間の経常的経費を預金等容易に換価可能な資産として有していること。エ　ウの条件が将来的にも担保される確約（寄附行為への規定等）があること。 (5)**―**(11)　 (略)（削除）８　設置者の管理運営設置者及びその設置運営する学校等の管理運営については、適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。(1)　関係法令等を遵守し、法令の規定、法令に基づく処分及び法人の寄附行為又は定款等に基づいて適正に管理運営されていること。(2)　役員の間における訴訟その他の紛争の有無(3)　日本私立学校振興・共済事業団等からの借入金の償還（利息及び延滞金の支払いを含む。）又は公租・公課（日本私立学校振興・共済事業団の掛金を含む。）の納付の状況　(4)　私立学校法第64条第４項の法人の管理運営については、適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。　　ア　学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準じて会計処理がされていること。　　イ　専修学校教育以外の事業を行う場合には、経理が明確に区分されていること。（削除）９　資格　(略)**第２　各種学校の設置認可**１　設置者等第１の１、２、３ただし書及び５から９までを準用する。この場合、「専修学校」は「各種学校」と、「設置基準」は「規程」と読み替える（各種学校の収容定員に係る学則の変更認可において同じ。）。２　(略)（削除）**第３　専修学校の課程の設置認可**　　第１の３及び５から９までを準用する。**第４　各種学校の収容定員に係る学則の変更認可**第１の３ただし書及び５から９までを準用する。**第５**(略)附則　(略)附則　(略)附則　(略)附則(略)附則１　この基準は、令和３年２月１日から施行する。２　この基準は、施行日以後、新たに申請される専修学校及び各種学校の設置認可、専修学校の課程の設置認可並びに各種学校の収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用する。ただし、この基準の施行日前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。 | 大阪府教育長（以下「教育長」という。）が、私立専修学校及び私立各種学校の設置並びに私立専修学校の課程の設置及び私立各種学校の収容定員に係る学則の変更の認可を行う場合は、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第２号。以下「設置基準」という。）、各種学校規程（昭和31年文部省令第31号。以下「規程」という。）その他の関係法令のほか、この基準及び手続により審査する。　**第１　私立専修学校の設置認可**１**―**５　（略）６　施設及び設備等(1)　校地は、校舎を保有するに必要な面積を備えていること。(2)　校舎の面積は、課程、学科の属する分野ごとの生徒定員に応じ、設置基準の面積を上回るものであること。(3)　校舎は、目的、生徒数又は課程に応じ、必要な普通教室（実習室等を含む。以下「普通教室等」という。）、教員室、事務室、図書室、保健室、便所その他必要な附帯施設を備えていること。ただし、やむを得ない事由がある場合で教育上支障がないと認められるときは、１つの施設をもって２つ以上に兼用することができる。(4)　普通教室等の数は、学級数以上であること。(5)　普通教室等の面積は、同時に授業を行う生徒40人につき60平方メートルを標準とすること。(6)　校舎は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令が定める基準に適合しているものであること。また、その他の法令等について遵守したものであること。(7)　専修学校の目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備が備えられていること。７　資産等(1)　校地、校舎その他の施設は、原則として自己所有又は国、地方公共団体等の財産で長期にわたり安定して使用できる権利を有していること。ただし、特別の事情があり、教育上支障がない場合で次の条件のいずれにも該当するときは、この限りでない。ア　賃借権設定の登記等により、20年以上の長期にわたり賃借できることが確実と認められる場合イ　賃借権設定時に当該建物が負担附（担保に供せられている等）でないこと。ウ　賃借する建物が学校用途に建築され、又は改築されたものであること。エ　専修学校として使用する部分が一棟又は階全体であること。ただし、階全体の場合は次の条件のいずれにも該当すること。(ア)出入口及び専修学校に至る通路等が専修学校の専用であること。(イ)非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認められるものを除き、専修学校として使用する部分と専修学校以外の施設として使用する部分との区分が明確になされていること。(ウ)非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認められるものを除き、専修学校として使用する部分は、構造上独立したものであること。また、使用が２以上の階にまたがる場合は、連続した階であること。(エ)専修学校以外の施設が専修学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であること。オ　修業年限に相当する期間の経常的経費を預金等容易に換価可能な資産として有していること。カ　オの条件が将来的にも担保される確約（寄附行為への規定等）があること。(2)　(1)にかかわらず、高等課程については、校地、校舎その他の施設を原則として自己所有とするが、校地にあっては次の条件のいずれか、校舎にあってはアの条件に該当し、かつ、教育上支障がないと認められる場合は、設置を認める。ア　国、地方公共団体等の財産で、所有者の使用許可等を得ており、長期にわたり安定して使用できると認められる場合イ　借地権設定の登記等により、20年以上の長期にわたり賃借できることが確実と認められる場合(3)　専修学校と専修学校以外の施設とを複合化した建物において、建物の一部を区分使用して校舎とする場合にあっては、当該建物全体が自己所有であることとし、かつ、次のいずれの条件にも該当すること。ただし、国、地方公共団体が所有する建物で、長期にわたり安定して使用できる権利を有し、次のいずれの条件にも該当する場合には、当該建物の一部を区分使用して校舎とすることができるものとする。ア　(1)エ（イ）から（エ）の条件に該当すること。イ　(1)エ（エ）の条件が将来的にも担保される取決め等（寄附行為への規定及び法人の意思決定機関の決議を経た上で作成された誓約書並びに不動産賃貸借契約への明記等）があること。ウ　専修学校と専修学校以外の施設として区分使用する場合は、出入口及び専修学校に至る通路等が専修学校の専用であること。エ　校舎の面積は、専修学校以外の施設が使用する部分を除いて、設置基準上必要な面積を備えること。オ　教育長が別に定める基準を全て充足すること。(4)　専修学校と専修学校以外の施設とを複合化した建物において、建物を区分所有して校舎とする場合にあっては、次の条件のいずれにも該当すること。ア　当該建物に係る土地については、学校法人が単独で自己所有すること。イ　(1)エ（イ）、（ウ）及び（3）エ、オの条件に該当すること。ウ　建物を区分所有する専修学校以外の施設が、学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であり、この条件が将来的にも担保される区分所有者間での取決め等（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づく規約及び借地契約への明記等）があること。 (5)**―**(11)　 (略)８　私立学校法第64条第４項の法人が設置する既設校等の運営状況(1)　学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準じて会計処理がされていること。(2)　専修学校教育以外の事業を行う場合には、経理が明確に区分されていること。９　公益法人及び所轄庁が教育長以外である学校法人の管理運営公益法人及び所轄庁が教育長以外である学校法人が設置する学校については、その管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。(1)　法令の規定、法令に基づく処分及び寄附行為に基づいて適正に管理運営されていること。(2)　役員の間における訴訟その他の紛争の有無(3)　日本私立学校振興・共済事業団等からの借入金の償還（利息及び延滞金の支払いを含む。）又は公租・公課（日本私立学校振興・共済事業団の掛金を含む。）の納付の状況10　開校の時期　原則として４月とする。11　資格　（略）**第２　各種学校の設置認可**１　設置者等第１の１、２、３ただし書、５及び７から11までを準用する。この場合、「専修学校」は「各種学校」と、「設置基準」は「規程」と読み替える（各種学校の収容定員に係る学則の変更認可において同じ。）。２　(略)３　施設及び設備等第１の６（(5)を除く。）を準用する。**第３　専修学校の課程の設置認可**　　第１の３及び５から11までを準用する。この場合、「専修学校の設置」は「課程の設置」と、「開校の時期」は「設置の時期」と読み替える。**第４　各種学校の収容定員に係る学則の変更認可**第１の３ただし書、５及び７から11まで並びに第２の３を準用する。**第５**(略)附則　(略)附則　(略)附則　(略)附則(略) |